

令和4年4月1日採用
家庭児童相談員
(播磨町職員(任期付短時間勤務職員))
採用候補者試験実施要項

【受付期間】

持参 令和3年12月8日(水)～12月24日(金)

9:00～17:00(土、日を除く)

郵送 令和3年12月8日(水)～12月24日(金)

17:00必着

※受付期間を経過したものは、理由のいかんを問わず受け付けることはできませんのであらかじめご了承ください。

【試験日】

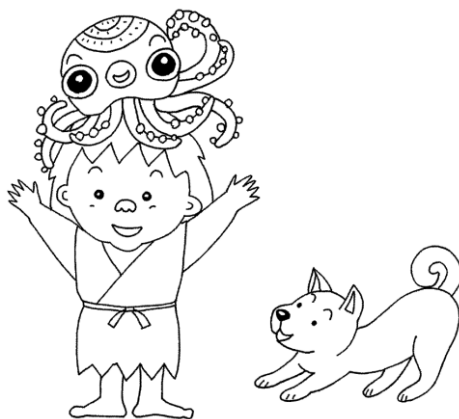
令和4年1月16日(日)

【問合せ・申込先】

播磨町役場 総務グループ 人事文書チーム

〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号

電話 (079) 435-0355 (内線 209、215)



1 採用職種等

採用職種	家庭児童相談員
職務内容等	18歳未満の子どもを取り巻く家庭問題や子育ての悩み相談、児童虐待等の児童家庭相談、児童虐待対応、関係機関との連携・調整等
採用予定者数	1人
配属先	福祉グループ
受験資格等	次のいずれかに該当する人 ア 児童福祉司、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する人 イ 保健師、助産師、看護師、保育士、教員（専修・1種）、教員（2種）又は児童指導員の資格を有し、2年以上の実務経験を有する人

<注意事項>

- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
- ・任期付短時間勤務職員として採用する予定です。
- ・任期付短時間勤務職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条に規定される任用の期間を限った一般職の職員で、採用試験に合格した後は採用候補者名簿に登載され、令和4年4月1日以降に、3年の範囲内で任期を限って任用されます。
- ・任期付短時間勤務職員として任用された事実は、播磨町が今後行う他の職員採用試験において、いかなる優先権を与えるものではありません。
- ・活字印刷文による試験（マークシート方式を含む。）及び口述による試験を行います。
- ・合格基準に満たない場合は不合格となるため、実際の合格者数が予定人員を下回る場合があります。

(2) 口述試験

- ①日時 令和4年1月16日(日) 筆記試験終了後
- ②会場 播磨町役場 第1庁舎 3階 会議室
- ③その他 応募者数によっては、実施日時を変更する可能性があります。

4 結果通知

採用試験実施後に本人宛に郵便により通知します。

5 採用

採用試験に合格した人は、採用候補者名簿に登載し、令和4年4月1日以降に速やかに採用する予定です。なお、採用にあたっては健康診断を実施します。

6 勤務条件

(1) 身分

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条及び播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年条例第23号)第4条に基づく任期付短時間勤務職員

(2) 給与

播磨町職員の給与に関する条例(昭和61年条例第1号)並びに播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成29年規則第34号)の規定により、給料のほか地域手当、期末・勤勉手当、通勤手当及び時間外勤務手当等が支給されます。

なお、給与水準は下記①から③までのとおりですが、記載事項は全て令和3年4月1日時点のものであり、給与改定等により変わる場合があります。

①給料

初任給は下記の見込みとなっていますが、採用前に職歴等がある場合は、一定の基準により加算されます。

月額給与の基準 (3%の地域手当を含む。)	(参考情報) 左記に職歴10年を加算した場合
150,132円	189,602円

②期末・勤勉手当

期末・勤勉手当の見込みは下記のとおりです（勤務成績が標準の場合であり、勤勉手当は勤務成績により変動します。）。

区分		支給月数
期末 手当	6月支給	1. 275月分（1年目は0.3825月分）
	12月支給	1. 275月分
	合計	2. 55月分
勤勉 手当	6月支給	0.95月分（1年目は0.5225月分）
	12月支給	0.95月分
	合計	1.9月分

※ 期末手当の支給月数は、給与改定等により減少する可能性があります。

③通勤手当及び時間外勤務手当等

該当する事由がある場合、通勤手当、時間外勤務手当等の手当を支給します。

（3）勤務期間

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第27号）により、勤務時間、休暇等が規定されていますが、配属先や時期により変更となる場合もあります。

なお、標準的な勤務は次のとおりで、一週間当たり31時間勤務となります。

勤務する日	勤務時間	1週間の 勤務時間
月～金曜日のうち1日	9時00分から17時00分 （うち休憩1時間 1日7時間勤務）	31時間
月～金曜日のうち4日	9時00分から16時00分 （うち休憩1時間 1日6時間勤務）	

（4）休暇等

- ・ 休日（国民の休日及び年末年始の休日）
- ・ 年次有給休暇（勤務開始日、勤務日数に応じた付与日数となります。）
- ・ 特別休暇（夏季、忌引等）

（5）その他

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

7 任期

今回採用予定の任期付職員の任期は令和5年3月31日までを予定しています（地方公務員法第22条第1項に基づく6か月間の条件付期間を含む。）。

ただし、勤務の実績や業務の都合等により、採用日から3年の範囲内で任期を更新することがあります（更新に同意いただくことが前提となります。）。

8 受験手続等の問い合わせ、申出先

〒675-0182

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町役場 総務グループ人事文書チーム

電話 079(435)0357(直通)